

[資料4]

後期高齢者医療制度の最近の動向について

令和8年2月

山口県後期高齢者医療広域連合

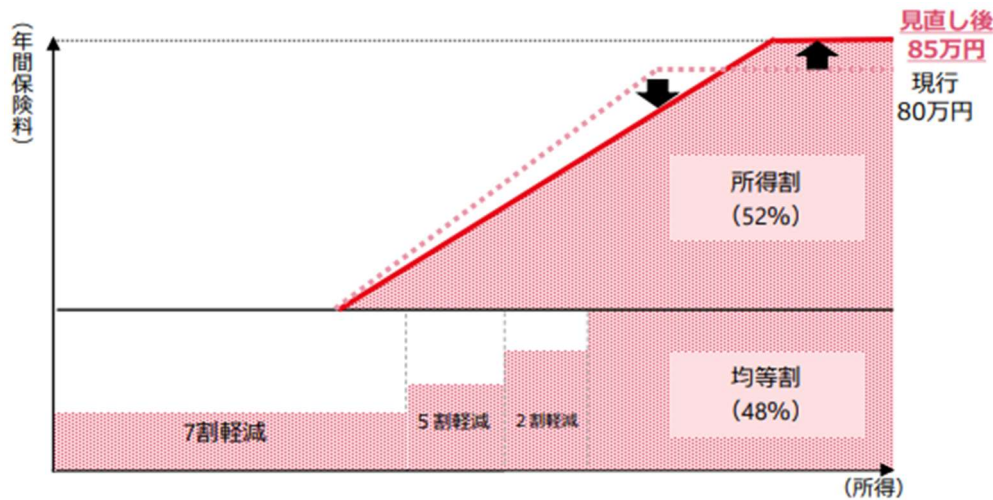


## 1 保険料の賦課限度額引き上げ

後期高齢者の所得の上昇や医療給付費の伸び等により保険料負担の増加が見込まれる中、被保険者の納付意識への影響、中間所得層の負担増をできる限り緩和するために賦課限度額が引き上げられます。

### <令和8・9年度の賦課限度額>

- ・ 医療分…850,000円（令和7年度は80万円）
- ・ 子ども分…21,000円（令和8年度から新設）



## 2 資格確認書の職権交付

後期高齢者は、新たな機器の取り扱いに不慣れである等の理由から、令和8年7月末までの間、マイナ保険証の保有状況に関わらず、全員一律に資格確認書を申請不用で自動的に交付する運用が継続されます。

令和8年8月以降の取扱いについて、現時点では国としての方針決定はなされていませんが、マイナ保険証の利用促進の観点から、これまでと同様に一律職権交付を行うことは困難であり、円滑なマイナ保険証への移行に加え、高齢者に対してはきめ細かい配慮が必要であることから、厚労省からは利用実績を踏まえた案が提示されています。

期間	資格確認書の取扱い
令和8年4月1日～7月31日	暫定運用が継続。 後期高齢者全員に資格確認書を交付(申請不用)
令和8年8月1日以降	国の方針は、現在未確定。 暫定運用が延長されるかどうかは今後の発表待ち。

### <後期高齢者のマイナ保険証を巡る状況>

- ・ 外来受診者のうち約8割が2か月に1回は受診している
- ・ 85歳以上の被保険者については、マイナ保険証利用率が相対的に低い状況
- ・ 高齢者は認知症の進行など、状態像が変わりやすい

<令和8年8月以降の対応案>

年齢及びマイナ保険証の過去の利用実績を踏まえ、全員一律の資格確認書の職権交付を見直す

	84歳以下	85歳以上
マイナ保険証を直近1年間において6回以上利用し、かつ直近3か月における利用実績あり ※把握可能な期間での実績	マイナ保険証 (申請により資格確認書の交付も可能)	職権交付
上記以外	職権交付	

### 3 高額療養費制度の見直し

令和8年度から高額療養費の自己負担限度額の月額上限額の引き上げや年間上限の導入等が実施される予定。

- ・ 令和8年8月から上限(基準額)を7%程度、住民税非課税世帯では4~5%程度引き上げとともに、年間上限を導入
- ・ 令和9年8月から所得区分を4から12段階に細分化し、上限額を更に7~38%引き上げ
- ・ 外来特例は上限額を引き上げるが、所得が一定以下では据え置き
- ・ 多数回該当の上限額は据え置き

(単位：円)

現行の 年収区分	現行の 月額上限	令和8年8月から	令和9年8月から		令和8年8月から
		月額上限	年収区分	月額上限	年間上限
約1160万~	約25万3000	約27万	約1650万~	約34万2000	168万
			約1410万~	約30万3000	
			約1160万~	約27万	
約1160万 ~約770万	約16万7000	約17万9000	約1040万~	約20万9000	111万
			約950万~	約19万4000	
			約770万~	約17万9000	
約770万 ~約370万	約8万	約8万6000	約650万~	約11万	53万
			約510万~	約9万8000	
			約370万~	約8万6000	
~約370万	5万7600	6万1500	約260万~	6万9600	53万※
			約200万~	6万5400	
			~約200万	6万1500	
住民税非課税 (70歳未満)	3万5400	3万6900			29万
住民税非課税 (70歳以上)	2万4600	2万5700			
一定所得以上 (70歳以上)	1万5000	1万5700			18万

※年収区分が約200万未満が確認できた方は、年間上限41万円を適用し、令和9年8月以降に償還払い。